

平成30年度 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
に基づく対応状況等に関する調査結果報告書

令和元年12月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課 地域生活支援推進室

平成30年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に
基づく対応状況等に関する調査結果報告書

目次

調査の概要	1
調査結果	3
1. 養護者による障害者虐待についての対応状況等	3
(1) 相談・通報対応件数	3
(2) 相談・通報・届出者	3
(3) 事実確認の状況	4
(4) 事実確認調査の結果	5
(5) 虐待行為の種類と程度	5
(6) 被虐待障害者等の状況	6
(7) 虐待者の状況	8
(8) 虐待の発生要因等	9
(9) 虐待への対応策	10
(10) 虐待等による死亡事例	11
2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等	12
2-1 市区町村における対応状況等	12
(1) 相談・通報対応件数	12
(2) 相談・通報・届出者	12
(3) 市区町村における事実確認の状況	13
(4) 都道府県への報告	13
2-2 都道府県における対応状況等	14
(1) 市区町村からの報告事例	14
(2) 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例	14
(3) 都道府県が直接把握した事例	14
(4) 虐待の事実が認められた事例件数	15
2-3 虐待の事実が認められた事例について	16
(1) 施設・事業所の種別	16
(2) 虐待行為の種類と程度	17
(3) 被虐待障害者の状況	17
(4) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況	18
(5) 虐待の発生要因と施設・事業所の対応	20
(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	20
(7) 虐待等による死亡事例	21
3. 使用者による障害者虐待についての対応状況等	22
(1) 市区町村・都道府県における相談・通報対応件数	22
(2) 相談・通報・届出者	22
4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等	22
(1) 市区町村・都道府県における相談・通報対応件数	22
(2) 相談内容に該当する機関	22
(3) 相談の対応状況	23
5. 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について	24
(1) 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況	24
(2) 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況	27

調査の概要

【調査目的】

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）の施行（平成 24 年 10 月 1 日）を受けて、平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）における障害者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

全国 1,741 市区町村及び 47 都道府県を対象に、平成 30 年度中（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）に相談・通報（本人による届出を含む。以下同じ。）があった障害者虐待に関する事例について、主として以下の項目で構成される調査を行った。

○市区町村対象の調査

1. 養護者による障害者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待行為の種類と程度
 - (4) 被虐待障害者等の状況
 - (5) 虐待への対応策
 - (6) 死亡事例
2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
3. 使用者による障害者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談内容に該当する機関
5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況

○都道府県対象の調査

1. 市区町村からの報告件数
2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報件数
3. 1 及び 2 における具体的内容（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）
虐待があった施設等の種別、虐待行為の種類、被虐待障害者等の状況、行政の対応等
4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等
5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況
6. 虐待等による死亡事例の状況（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）

【用語解説】

「養護者」とは、

- ・ 障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

「障害者福祉施設従事者等」とは、

- ・ 「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」の業務に従事する者

「障害者福祉施設」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定するのぞみの園

「障害福祉サービス事業等」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

「使用者」とは、

- ・ 障害者を雇用する事業主、又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

【留意事項】

構成割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

調査結果

1. 養護者による障害者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報対応件数 (表1)

平成30年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、5,331件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が5,244件、都道府県が受け付けた件数が87件であった。

表1 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報対応件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	296	東京都	347	滋賀県	132	香川県	79
青森県	45	神奈川県	175	京都府	67	愛媛県	49
岩手県	10	新潟県	122	大阪府	1,209	高知県	21
宮城県	90	富山県	34	兵庫県	233	福岡県	156
秋田県	33	石川県	40	奈良県	35	佐賀県	52
山形県	34	福井県	34	和歌山県	32	長崎県	35
福島県	38	山梨県	22	鳥取県	32	熊本県	35
茨城県	60	長野県	90	島根県	34	大分県	45
栃木県	26	岐阜県	38	岡山県	61	宮崎県	63
群馬県	65	静岡県	107	広島県	95	鹿児島県	18
埼玉県	240	愛知県	414	山口県	51	沖縄県	81
千葉県	273	三重県	63	徳島県	20	合計	5,331

(2) 相談・通報・届出者 (表2-1、表2-2)

「警察」が31.8%と最も高く、次いで「本人による届出」が17.1%、「施設・事業所の職員」が15.6%、「相談支援専門員」が15.4%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数5,331件に対する割合を記載している。

表2-1 相談・通報・届出者 (複数回答)

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員	虐待者自身	警察
件数	914	215	140	18	190	41	821	830	27	1,695
構成割合	17.1%	4.0%	2.6%	0.3%	3.6%	0.8%	15.4%	15.6%	0.5%	31.8%

	当該市区町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計
件数	344	110	19	186	29	5,579
構成割合	6.5%	2.1%	0.4%	3.5%	0.5%	-

(注) 構成割合は、相談・通報件数5,331件に対するもの

表 2-2 本人による届出の内訳

	主たる障害が身体障害の者	主たる障害が知的障害の者	主たる障害が精神障害の者	主たる障害が発達障害の者	主たる障害が難病の者	主たる障害がその他の者	主たる障害は不明の者	合計
件数	140	232	477	46	2	2	15	914
構成割合	15.3%	25.4%	52.2%	5.0%	0.2%	0.2%	1.6%	100.0%

(注)構成割合は、本人による届出件数914件に対するもの

(3) 事実確認の状況 (表 3、表 4)

市区町村の対応状況をみると、市区町村又は都道府県において受け付けた相談・通報5,331件と昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例112件を加えた5,443件のうち「事実確認調査を行った」が4,667件(85.7%)、「事実確認調査を行っていない」が776件(14.3%：都道府県において明らかに虐待でないと判断した事例35件を含む)であった。

事実確認調査を行った事例のうち、法第11条に基づく「立入調査を行った事例」は109件(2.3%)であった。

法第11条に基づく立入調査以外の実事確認調査のうち、「訪問調査による事実確認を行った事例」が2,389件(52.4%)、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が2,169件(47.6%)であった。

事実確認を行っていない事例776件の内訳は、「(都道府県又は市区町村において)相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が452件(58.2%)であった。

表 3 事実確認の実施状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	4,667	85.7%
立入調査(法第11条)以外の方法により事実確認調査を行った事例	4,558	(97.7%)
訪問調査により事実確認を行った事例	2,389	[52.4%]
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	2,169	[47.6%]
法第11条に基づく立入調査により事実確認を行った事例	109	(2.3%)
(立入調査のうち)警察が同行した事例	27	[24.8%]
(立入調査のうち)警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	[0.0%]
(立入調査のうち)警察に援助要請はせず、市区町村単独で実施した事例	82	[75.2%]
事実確認調査を行っていない事例	776	14.3%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	452	(58.2%)
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	51	(6.6%)
他部署等への引継ぎ	273	(35.2%)
合計	5,443	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数5,331件と、前年度市区町村が検討中とした事例112件を加えた5,443件に対するもの。

相談・通報・届出を受けてから事実確認を行うまでの日数は、「0日(当日)」、「1日(翌日)」、「2日」までを合わせ48時間以内に事実確認を行った割合は64.5%、3日以上の日数を要した割合が35.5%であった。

表 4 事実確認を行うまでの日数

	0日(当日)	1日(翌日)	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	2,019	715	278	668	492	175	94	226	4,667
構成割合	43.3%	15.3%	6.0%	14.3%	10.5%	3.7%	2.0%	4.8%	100.0%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った事例4,667件に対するもの。

(4) 事実確認調査の結果 (表5、表6)

事実確認調査の結果、市区町村が虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例（以下、虐待判断事例という。）の件数は1,612件であり、事実確認調査を行った件数の34.5%を占めた。

表5 事実確認調査の結果

	件数	構成割合
虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例	1,612	34.5%
虐待ではないと判断した事例	2,109	45.2%
虐待の判断に至らなかった事例	946	20.3%
合計	4,667	100.0%

(注) 構成割合は、事実確認調査を行った件数4,667件に対するもの。

表6 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の事実が認められた事例の件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	84	東京都	84	滋賀県	71	香川県	25
青森県	20	神奈川県	100	京都府	36	愛媛県	17
岩手県	2	新潟県	38	大阪府	166	高知県	8
宮城県	28	富山県	8	兵庫県	83	福岡県	42
秋田県	9	石川県	13	奈良県	10	佐賀県	9
山形県	13	福井県	14	和歌山県	10	長崎県	10
福島県	16	山梨県	5	鳥取県	6	熊本県	14
茨城県	12	長野県	33	島根県	10	大分県	2
栃木県	11	岐阜県	12	岡山県	12	宮崎県	20
群馬県	15	静岡県	54	広島県	26	鹿児島県	7
埼玉県	76	愛知県	181	山口県	20	沖縄県	41
千葉県	109	三重県	26	徳島県	4	合計	1,612

以下、虐待判断事例件数1,612件を対象に、虐待行為の類型や程度、被虐待障害者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

(5) 虐待行為の類型と程度 (表7-1、表7-2、表7-3、表7-4)

ア. 虐待行為の類型

虐待行為の類型では、「身体的虐待」が63.6%と最も多く、次いで「心理的虐待」が29.4%、「経済的虐待」が21.2%、「放棄、放置」が14.6%、「性的虐待」が4.0%であった。なお、「身体的虐待」のうち「身体拘束」を含むものは18件であった。

被虐待者の性別にみると、男性に比べ女性では「身体的虐待」や「性的虐待」の割合が高く、逆に男性では「経済的虐待」や「放棄、放置」の割合が高い。

※1件の事例に対し、複数の虐待行為の類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数1,612件と一致しない。

表7-1 虐待行為の類型 (複数回答)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	1,025	65	474	236	342	2,142
構成割合	63.6%	4.0%	29.4%	14.6%	21.2%	-

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数1,612件に対するもの。

表 7-2 被虐待者の性別にみた虐待行為の類型（複数回答）

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計	
被虐待者の性別	男性	件数	338	2	165	99	134	738
		構成割合	59.0%	0.3%	28.8%	17.3%	23.4%	-
	女性	件数	687	63	309	137	208	1,404
		構成割合	65.2%	6.0%	29.3%	13.0%	19.8%	-

(注) 構成割合は、被虐待者数(男性573人、女性1,053人)に対するもの。

イ. 虐待行為の程度

虐待行為の程度をみると、「軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）」が 54.1%、「中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）」が 33.8%、「重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）」が 12.1%を占めた。

表 7-3 虐待行為の程度

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	1,159	54.1%
中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）	724	33.8%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	259	12.1%
合計	2,142	100.0%

(注) 構成割合は、虐待行為の合計件数に対するもの。

ウ. 経済的虐待の内容

経済的虐待の内容は、「障害年金」が 70.8%、「その他」が 36.8%を占めている。

※1 件の事例に対し、複数の経済的虐待行為の内容がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は経済的虐待判断事例件数 342 件と一致しない。

表 7-4 経済的虐待の内容（複数回答）

	障害年金	老齢年金	遺族年金	その他	合計
件数	242	3	8	126	379
構成割合	70.8%	0.9%	2.3%	36.8%	-

(注) 構成割合は、経済的虐待が認められた事例件数342件に対するもの。

(6) 被虐待障害者等の状況

1 件の事例に対し被虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数 1,612 件に対し被虐待障害者数は 1,626 人であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 被虐待者の性別及び年齢（表 8、表 9）

性別では「女性」が 64.8%、「男性」が 35.2%と、「女性」が全体の 6 割強を占めていた。年齢階級別では「20～29 歳」と「40～49 歳」が共に 22.1%と多く、次いで「50～59 歳」が 19.8%であった。

表 8 被虐待障害者の性別

	男性	女性	合計
人数	573	1,053	1,626
構成割合	35.2%	64.8%	100.0%

(注) 構成割合は、被虐待者数1,626人に対するもの。

表9 被虐待障害者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	132	359	250	360	322	159	44	0	1,626
構成割合	8.1%	22.1%	15.4%	22.1%	19.8%	9.8%	2.7%	0.0%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,626人に対するもの。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表10）

被虐待者の障害種別では、「知的障害」が53.0%と最も多く、次いで「精神障害」が36.7%、「身体障害」が19.7%であった。

※1人の被虐待障害者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待障害者数1,626人と一致しない。

表10 障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	合計
人数	321	862	597	54	31	1,865
構成割合	19.7%	53.0%	36.7%	3.3%	1.9%	-

(注)構成割合は、被虐待者数1,626人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表11、表12）

被虐待障害者1,626人のうち、障害支援区分のある者が全体の55.7%、障害支援区分がない者は41.9%であった。区分がある者のうち「区分3」が全体の15.1%と最も多く、次いで「区分4」が11.7%であった。

また、行動障害がある者が全体の26.7%を占めていた。

表11 被虐待者の障害支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	15	187	245	190	140	129	682	38	1,626
構成割合	0.9%	11.5%	15.1%	11.7%	8.6%	7.9%	41.9%	2.3%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,626人に対するもの。

表12 行動障害の有無

	強い行動障害がある※	認定調査を受けてはいるが、強い行動障害がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	160	36	238	1,143	49	1,626
構成割合	9.8%	2.2%	14.6%	70.3%	3.0%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数1,626人に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上（または障害程度区分3、行動関連項目8点以上）。

エ. 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）（表13）

被虐待障害者で障害福祉サービス等を利用している者のうち、「障害者総合支援法上のサービス」を利用している者が60.8%と最も多く、「自立支援医療」が24.9%であった。サービスの利用がない者は23.2%であった。

※1人の被虐待障害者が複数のサービスを利用する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待障害者数1,626人と一致しない。

表 13 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）

	障害者総合支援法上のサービス	児童福祉法上のサービス	自立支援医療	地域生活支援事業のサービス	市区町村・都道府県が実施する事業	その他	利用なし	不明	合計
人数	988	18	405	218	38	69	377	20	2,133
構成割合	60.8%	1.1%	24.9%	13.4%	2.3%	4.2%	23.2%	1.2%	-

(注)構成割合は、被虐待者数1,626人に対するもの。

オ. 被虐待者と虐待者との同居・別居の状況（表 14）

「虐待者と同居」が84.4%を占めている状況であった。

表 14 虐待者との同居・別居の状況

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	1,373	227	26	0	1,626
構成割合	84.4%	14.0%	1.6%	0.0%	-

(注)構成割合は、被虐待者数1,626人に対するもの。

カ. 被虐待者を含む世帯構成（表 15）

「両親・兄弟姉妹」と同居する者が14.8%、「両親」世帯が12.8%、「配偶者」世帯が9.0%であった。両親あるいはどちらかの親と同居する者は、全体の50.6%を占めていた。

表 15 世帯構成

	単身	配偶者	配偶者・子	両親	両親・兄弟姉妹	父	父・兄弟姉妹	母
件数	142	146	120	208	240	74	40	143
構成割合	8.7%	9.0%	7.4%	12.8%	14.8%	4.6%	2.5%	8.8%

	母・兄弟姉妹	兄弟姉妹	子	その他	不明	合計
件数	117	103	60	232	1	1,626
構成割合	7.2%	6.3%	3.7%	14.3%	0.1%	-

(注)構成割合は、被虐待者数1,626人に対するもの。

(7) 虐待者の状況

1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数1,612件に対し虐待者数は1,774人であった。以下、虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 虐待者の性別及び年齢（表 16、表 17）

虐待者の性別では、「男性」が62.2%、「女性」が37.8%と、「男性」が全体の6割程度を占めていた。年齢別階級では、「60歳以上」が40.0%と最も多く、次いで「50～59歳」が24.0%、「40～49歳」が18.4%の順であった。50歳以上の虐待者が全体の6割強を占めていた。

表 16 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	1,103	670	1	1,774
構成割合	62.2%	37.8%	0.1%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数1,774人に対するもの。

表 17 虐待者の年齢

	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	8	101	165	327	426	710	37	1,774
構成割合	0.5%	5.7%	9.3%	18.4%	24.0%	40.0%	2.1%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数1,774人に対するもの。

イ. 被虐待障害者からみた虐待者の続柄 (表 18)

被虐待障害者からみた虐待者の続柄は、「父」が24.4%と最も多く、次いで「母」24.3%、「夫」12.6%、「兄弟」12.5%、「姉妹」5.5%、「息子」4.0%、「妻」2.0%、「娘」1.8%の順であった。

表 18 被虐待者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)
人数	433	431	224	36	71	32	3	0
構成割合	24.4%	24.3%	12.6%	2.0%	4.0%	1.8%	0.2%	0.0%

	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
人数	221	97	6	7	212	1	1,774
構成割合	12.5%	5.5%	0.3%	0.4%	12.0%	0.1%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数1,774人に対するもの。

(8) 虐待の発生要因等

ア. 虐待の発生要因や状況 (複数回答) (表 19-1、表 19-2)

市区町村等職員が判断した虐待者側の要因では、「虐待者が虐待と認識していない」が45.6%で最も多く、次いで「虐待者の知識や情報の不足」が24.8%となっている。

一方、被虐待者側の要因としては「被虐待者の介護度や支援度の高さ」が25.9%で最も多く、「被虐待者の行動障害」も14.9%を占めている。

家庭環境の要因としては、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」が43.0%で最も高いが、「家庭における経済的困窮 (経済的問題)」も19.2%を占めている。

表 19-1 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況 (複数回答)

	虐待者側の要因							
	虐待者の介護疲れ	虐待者の知識や情報の不足	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	虐待者が虐待と認識していない	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	虐待者側のその他の要因
人数	357	404	134	284	134	741	274	170
構成割合	22.0%	24.8%	8.2%	17.5%	8.2%	45.6%	16.9%	10.5%

表 19-2 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況（複数回答）

	被虐待者側の要因			家庭環境の要因			
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	被虐待者の行動障害	被虐待者側のその他の要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	家庭における経済的困窮（経済的問題）	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	家庭におけるその他の要因
人数	421	243	243	699	312	219	96
構成割合	25.9%	14.9%	14.9%	43.0%	19.2%	13.5%	5.9%

(注) 構成割合は、被虐待者数1,626人に対するもの。

イ. 過去の虐待の有無（表 20）

被虐待者のうち、「虐待兆候は把握されていなかった」割合が約半数を占めていた。一方、「過去に虐待と判断されていた」割合は9.6%、「虐待と判断はされていないが虐待兆候の把握があった」割合は23.1%であった。

表 20 過去の虐待の有無

	過去に虐待認定されていた	虐待認定はされていないが虐待兆候の把握があった	虐待兆候は把握されていなかった	不明	合計
人数	156	376	883	211	1,626
構成割合	9.6%	23.1%	54.3%	13.0%	100.0%

(注) 構成割合は、被虐待者数1,626人に対するもの。

(9) 虐待への対応策

ア. 分離の有無（表 21）

虐待への対応として、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数」は688人（42.3%）であった。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数（一度も分離していない）」は709人（43.6%）であった。

表 21 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数	688	42.3%
被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数（一度も分離していない被虐待者数）	709	43.6%
現在対応について検討・調整中の被虐待者数	66	4.1%
その他	163	10.0%
合計	1,626	100.0%

(注) 構成割合は、被虐待者数1,626人に対するもの。

イ. 分離を行った事例における対応の内訳（表 22）

分離を行った事例における対応は、「契約による障害福祉サービスの利用」が45.2%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が15.8%、「利用契約又は措置以外の方法による一時保護」が14.8%、「身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が10.6%の順であった。

また、分離を行った事例のうち面会制限を行った事例は32.1%であったが、「やむを得ない事

由等による措置」を行った被虐待者 73 人のうち 37 人（50.7%）に面会制限が行われていた。

表 22 分離を行った事例における対応の内訳

	人数	構成割合
契約による障害福祉サービスの利用	311	45.2%
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	73	10.6%
利用契約又は措置以外の方法による一時保護	102	14.8%
医療機関への一時入院	109	15.8%
その他	93	13.5%
合計	688	100.0%
分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例	221	32.1%

(注) 構成割合は、分離を行った被虐待者数688人に対するもの。

ウ. 分離を行っていない事例における対応の内訳（表 23）

分離を行っていない事例における対応は、「養護者に対する助言・指導」が 55.9%と最も多く、「再発防止のための定期的な見守りの実施」が 44.1%、「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が 16.5%、「被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用」が 11.3%、「被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用」が 4.9%であった。

表 23 分離を行っていない事例における対応の内訳（複数回答）

	人数	構成割合
養護者に対する助言・指導(介護負担軽減等のための事業参加に至った事例を除く)	396	55.9%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	9	1.3%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	80	11.3%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	117	16.5%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	35	4.9%
再発防止のための定期的な見守りの実施	313	44.1%
その他	84	11.8%
合計	1,034	-

(注) 構成割合は、分離を行っていない被虐待者数709人に対するもの。

エ. 成年後見制度等に関する対応

成年後見制度については「利用開始済み」が 76 人、「利用手続き中」が 35 人であり、これらを合わせた 111 人のうち、市町村長申立の事例は 47 人（42.3%）を占めていた。

また、「日常生活自立支援事業の利用」は 70 人であった。

(10) 虐待等による死亡事例

養護者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は 0 件であった。

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

2-1 市区町村における対応状況等

(1) 相談・通報対応件数（表 24）

平成 30 年度、全国の 1,741 市区町村及び 47 都道府県で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は、2,605 件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が 2,310 件、都道府県が受け付けた件数が 295 件であった。

表 24 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報対応件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	111	東京都	271	滋賀県	59	香川県	37
青森県	26	神奈川県	121	京都府	61	愛媛県	16
岩手県	10	新潟県	22	大阪府	274	高知県	24
宮城県	27	富山県	24	兵庫県	133	福岡県	79
秋田県	6	石川県	25	奈良県	34	佐賀県	21
山形県	7	福井県	22	和歌山県	15	長崎県	48
福島県	14	山梨県	17	鳥取県	18	熊本県	48
茨城県	22	長野県	59	島根県	18	大分県	38
栃木県	20	岐阜県	42	岡山県	34	宮崎県	41
群馬県	49	静岡県	46	広島県	36	鹿児島県	31
埼玉県	129	愛知県	157	山口県	37	沖縄県	28
千葉県	161	三重県	79	徳島県	8	合計	2,605

(2) 相談・通報・届出者（表 25）

「本人による届出」が 17.8%と最も多く、次いで「当該施設・事業所その他の職員」による通報が 13.2%、「家族・親族」による通報が 12.9%であった。また、当該施設・事業所に着目すると「設置者・管理者」からの通報は 12.6%であり、当該施設・事業所の「サービス管理責任者」「サービス提供責任者」「児童発達支援管理責任者」からの通報の合計は 4.7%であった。

表 25 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	当該施設・事業所設置者・管理者	当該施設・事業所職員				合計
									サービス管理責任者	サービス提供責任者	児童発達支援管理責任者	その他の職員	
件数	463	336	70	1	33	9	235	327	86	21	15	344	
構成割合	17.8%	12.9%	2.7%	0.0%	1.3%	0.3%	9.0%	12.6%	3.3%	0.8%	0.6%	13.2%	
	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	他の施設・事業所の職員	当該市町村行政職員	警察	運営適正化委員会	居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明(匿名を含む)	合計	
件数	112	34	1	108	128	29	5	6	9	209	163	2,744	
構成割合	4.3%	1.3%	0.0%	4.1%	4.9%	1.1%	0.2%	0.2%	0.3%	8.0%	6.3%	-	

(注)構成割合は、相談・通報件数2,605件に対するもの。

(3) 市区町村における事実確認の状況 (表 26)

市区町村の対応状況をみると、市区町村において受け付けた相談・通報 2,310 件、都道府県から連絡のあった 256 件及び昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 90 件の計 2,656 件うち、「事実確認調査を行った」が 2,244 件 (84.5%)、「事実確認調査を行っていない」が 412 件 (15.5%) であった。

市区町村において事実確認調査を行った事例のうち、「虐待の事実が認められた事例」は 672 件 (29.9%) である。また、市区町村において「虐待の事実が認められなかった事例」が 991 件 (44.2%)、「虐待の判断に至らなかった事例」が 581 件 (25.9%) であった。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が 202 件 (49.0%)、「後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例」が 103 件 (25.0%) であった。また、「都道府県へ事実確認調査を依頼」が 9 件 (2.2%) であった。

表 26 市区町村における事実確認の状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	2,244	84.5%
虐待の事実が認められた事例	672	(29.9%)
虐待の事実が認められなかった事例	991	(44.2%)
虐待の事実の判断に至らなかった事例	581	(25.9%)
事実確認調査を行っていない事例	412	15.5%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	202	(49.0%)
後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例(確認中を含む)	103	(25.0%)
都道府県へ事実確認調査を依頼	9	(2.2%)
その他	98	(23.8%)
合計	2,656	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数(市区町村が直接受け付けた件数2,310件、都道府県から市区町村へ連絡された件数256件(同一事例で複数の市区町村に連絡された事例件数を含む)、昨年度、市区町村において検討中だった事例90件)の合計2,656件に対するもの。

(4) 都道府県への報告 (表 27)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関して、法第 17 条及び同法施行規則第 2 条の規定により、通報又は届出を受けた市区町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該障害者福祉施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

平成 30 年度において、市区町村から都道府県へ 688 件の事例について報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 672 件、「更に都道府県による事実確認を行う必要がある」が 16 件であった。

表 27 市区町村が都道府県へ報告した件数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	672	97.7%
報告済み	638	(94.9%)
これから報告する	34	(5.1%)
更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例	16	2.3%
市区町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、都道府県に調査を依頼した事例	7	(43.8%)
市区町村で事実確認を行わず、都道府県に調査を依頼した事例	9	(56.3%)
合計	688	100.0%

(注)構成割合は、市区町村が都道府県に報告した件数688件に対するもの。

2-2 都道府県における対応状況等

(1) 市区町村からの報告事例（表 28）

市区町村から都道府県に対して報告された事例件数（表 27）には、同一事例に対して複数の市区町村が報告した事例も含まれている。この中から同一事例の重複を除いた報告件数は 595 件であった。このうち、「虐待の事実が認められた事例」が 580 件、「更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例」が 15 件であった。

表 28 都道府県が市区町村から受けた報告事例数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	580	97.5%
更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例	15	2.5%
合計	595	100.0%

(注) 構成割合は、都道府県が報告を受けた事例件数 595 件に対するもの。

なお、虐待の事実が認められた事例 580 件と更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例 15 件において、同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため、表 27 と一致しない。

(2) 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例（表 29）

市区町村から「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例」として報告された事例 15 件及び昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定または要否を検討中の事例 4 件の計 19 件のうち、15 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 3 件、「虐待ではないと判断した事例」が 8 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 4 件であった。

表 29 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例への対応

	件数	構成割合
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	3	15.8%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	8	42.1%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	4	21.1%
後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例（現在確認中を含む）	4	21.1%
合計	19	100.0%

(注) 構成割合は、更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例件数 15 件に、平成 29 年度に「都道府県において事実の確認を行う必要がある事例」において、後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例（現在確認中を含む）で、該当年度に事実確認を行った事例 4 件を加えた 19 件に対するもの。

(3) 都道府県が直接把握した事例（表 30）

市区町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例など 305 件のうち、234 件が市区町村に連絡されていた。残り 71 件のうち 33 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 9 件、「虐待ではないと判断した事例」が 20 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 4 件であった。

表 30 都道府県が直接把握した事例における事実確認の状況及びその結果

		件数	構成割合
直接把握	都道府県が直接、相談・通報・届出を受け付けた事例	295	-
	都道府県が直接受け付けたもので、昨年度から繰越した件数	3	-
	監査・実地指導等により判明した事例	7	-
	計	305	-
都道府県で通報等を受け付け市区町村に連絡した件数		234	76.7%
都道府県が対応した件数		71	23.3%
内訳	事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	9	(12.7%)
	事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	20	(28.2%)
	事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	4	(5.6%)
	後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	4	(5.6%)
	事実確認調査を行わなかった事例(通報段階で判断できた)	34	(47.9%)

(注)構成割合は、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例295件、昨年度から繰り越した事例3件、監査・実地指導等により判明した事例7件の計305件に対するもの。

(4) 虐待の事実が認められた事例件数(表 31、表 32)

虐待の事実が認められた事例は、市区町村から都道府県へ報告があった事例が580件(表 28)、市区町村からの報告を受け、更に都道府県が事実確認を行った事例が3件(表 29)、都道府県が直接把握した事例が9件(表 30)であり、これらを合わせた総数は、592件であった。これを都道府県別にみると表 32のとおりである。

表 31 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と認められた事例件数

区分	市区町村から都道府県に報告があった事例	市区町村から報告を受け、更に都道府県が事実確認調査を実施して事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	合計
件数	580	3	9	592

表 32 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事例の件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	20	東京都	45	滋賀県	21	香川県	6
青森県	10	神奈川県	25	京都府	18	愛媛県	5
岩手県	6	新潟県	4	大阪府	61	高知県	7
宮城県	3	富山県	4	兵庫県	40	福岡県	17
秋田県	0	石川県	5	奈良県	7	佐賀県	6
山形県	3	福井県	5	和歌山県	4	長崎県	16
福島県	5	山梨県	3	鳥取県	2	熊本県	12
茨城県	0	長野県	15	島根県	8	大分県	5
栃木県	7	岐阜県	4	岡山県	5	宮崎県	6
群馬県	14	静岡県	11	広島県	5	鹿児島県	4
埼玉県	30	愛知県	48	山口県	6	沖縄県	8
千葉県	33	三重県	21	徳島県	2	合計	592

2-3 虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた592件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待行為の類型、虐待を受けた障害者及び虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況等について集計を行った。

(1) 施設・事業所の種別（表33、表34）

「障害者支援施設」が23.0%と最も多く、次いで「生活介護」が17.9%、「共同生活援助」が15.0%、「就労継続支援B型」が12.5%の順であった。

表33 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	136	23.0%
居宅介護	16	2.7%
重度訪問介護	6	1.0%
同行援護	0	0.0%
行動援護	1	0.2%
療養介護	15	2.5%
生活介護	106	17.9%
短期入所	17	2.9%
重度障害者等包括支援	0	0.0%
自立訓練	2	0.3%
就労移行支援	4	0.7%
就労継続支援A型	37	6.3%
就労継続支援B型	74	12.5%
共同生活援助	89	15.0%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	2	0.3%
移動支援事業	4	0.7%
地域活動支援センターを運営する事業	7	1.2%
福祉ホームを運営する事業	1	0.2%
児童発達支援	4	0.7%
医療型児童発達支援	0	0.0%
放課後等デイサービス	70	11.8%
保育所等訪問支援	0	0.0%
児童相談支援事業	1	0.2%
合計	592	100.0%

(注1)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待が認定された事例件数592件に対するもの。

(注2)「障害者支援施設」には、「のぞみの園」を含む。

592施設のうち、障害者虐待防止法施行（平成24年10月）以降において、「障害者虐待が疑われる相談・通報・届出の有無」があった施設は210施設、「障害者虐待を受けた又は受けたと考えられたと判断した事例の有無」があった施設は154施設、「改善勧告等の措置の有無」があった施設は21施設である。

表34 施設の過去の状況

	件数	構成割合
障害者虐待防止法施行後の、障害者虐待が疑われる相談・通報・届出の有無	210	35.5%
障害者虐待防止法施行後の、障害者虐待の事実が認められた事例の有無	154	26.0%
障害者虐待防止法施行後の、障害者総合支援法または児童福祉法の規定に基づく「改善勧告、改善命令、指定の効力の全部または一部停止」の措置の有無	21	3.5%

(注1)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待が認定された事例件数592件に対するもの。

(2) 虐待行為の種類と程度 (表 35-1、表 35-2)

ア. 虐待行為の種類

虐待行為の種類（複数回答）は、「身体的虐待」が51.7%と最も多く、次いで「心理的虐待」が42.6%、「性的虐待」が13.3%であった。なお、「身体的虐待」のうち身体拘束を含むものは47件であった。

表 35-1 虐待行為の種類（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	306	79	252	34	42	713
構成割合	51.7%	13.3%	42.6%	5.7%	7.1%	-

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数592件に対するもの。

イ. 虐待行為の程度

虐待行為の程度をみると、「軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）」が59.9%、「中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）」が30.0%、「重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）」が10.1%であった。

表 35-2 虐待行為の程度

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	427	59.9%
中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）	214	30.0%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	72	10.1%
合計	713	100.0%

(注) 構成割合は、虐待行為の合計件数に対するもの。

(3) 被虐待障害者の状況

被虐待障害者の性別及び年齢、障害種別、障害支援区分、行動障害の有無について、不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の18件を除く574件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例で被虐待障害者が複数の場合があるため、574件の事例に対し被虐待障害者数は777人であった。以下、被虐待者の属性等について整理した。

ア. 被虐待者の性別及び年齢 (表 36、表 37)

性別については、「男性」が65.6%、「女性」が34.4%と、全体の7割弱が「男性」であった。

年齢については、「20～29歳」が18.8%と最も多く、次いで「40～49歳」が18.1%、「～19歳」が18.0%、「30～39歳」が14.5%であった。

表 36 被虐待障害者の性別

	男性	女性	合計
人数	510	267	777
構成割合	65.6%	34.4%	100.0%

(注) 被虐待障害者が特定できなかった18件を除く574件の事例を集計。

表 37 被虐待障害者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	140	146	113	141	108	36	56	37	777
構成割合	18.0%	18.8%	14.5%	18.1%	13.9%	4.6%	7.2%	4.8%	100.0%

(注) 被虐待障害者が特定できなかった18件を除く574件の事例を集計。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表 38）

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が 74.8%と最も多く、次いで「身体障害」が 22.7%、「精神障害」が 13.5%であった。

※1人の被虐待障害者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待障害者数 777 人と一致しない。

表 38 被虐待障害者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	不明	合計
人数	176	581	105	33	4	26	925
構成割合	22.7%	74.8%	13.5%	4.2%	0.5%	3.3%	-

(注)被虐待障害者が特定できなかった18件を除く574件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者777人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表 39、表 40）

被虐待障害者 777 人のうち、障害支援区分のある者が 67.1%を占めていた。「区分6」が全体の 30.6%と最も多く、次いで「区分5」が 13.6%、「区分4」が 9.5%であった。また、行動障害がある者が全体の 32.3%を占めていた。

表 39 被虐待障害者の障害支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	7	32	64	74	106	238	178	78	777
構成割合	0.9%	4.1%	8.2%	9.5%	13.6%	30.6%	22.9%	10.0%	100.0%

(注)被虐待障害者が特定できなかった18件を除く574件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者777人に対するもの。

表 40 行動障害の有無

	強い行動障害がある※	認定調査を受けては ないが、強い行動障害 がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	149	8	94	213	313	777
構成割合	19.2%	1.0%	12.1%	27.4%	40.3%	100.0%

(注)被虐待障害者が特定できなかった18件を除く574件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者777人に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上（または障害程度区分3、行動関連項目8点以上）。

（4）虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況

虐待を行った障害者福祉施設従事者等（以下「虐待者」という。）の性別、年齢及び職種について、施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった 52 件を除く 540 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、540 件の事例に対し虐待者数は 634 人であった。

ア. 虐待者の性別及び年齢（表 41、表 42）

「男性」が 70.5%、「女性」が 29.5%であった。年齢については、「60 歳以上」が 18.5%と最も多く、次いで「50～59 歳」が 17.5%、「40～49 歳」が 15.3%であった。

表 41 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の性別

	男性	女性	合計
人数	447	187	634
構成割合	70.5%	29.5%	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった52件を除く540件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者634人に対するもの。

表 42 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の年齢

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	79	76	97	111	117	154	634
構成割合	12.5%	12.0%	15.3%	17.5%	18.5%	24.3%	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった52件を除く540件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者634人に対するもの。

イ. 虐待者の職種と雇用形態 (表 43-1、表 43-2)

「生活支援員」が42.3%、「その他従事者」が10.3%、「管理者」が9.5%、「世話人」が7.1%、「サービス管理責任者」が4.9%であった。

雇用形態は、「正規職員」が55.2%、「非正規職員」が19.6%、「不明」が25.2%であった。

表 43-1 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	件数	構成割合
サービス管理責任者	31	4.9%
管理者	60	9.5%
医師	0	0.0%
設置者・経営者	26	4.1%
看護職員	20	3.2%
生活支援員	268	42.3%
理学療法士	0	0.0%
作業療法士	0	0.0%
言語聴覚士	0	0.0%
職業指導員	19	3.0%
就労支援員	6	0.9%
サービス提供責任者	5	0.8%
世話人	45	7.1%
機能訓練指導員	0	0.0%
相談支援専門員	2	0.3%
地域移行支援員	0	0.0%

	件数	構成割合
指導員	28	4.4%
保育士	8	1.3%
児童発達支援管理責任者	9	1.4%
機能訓練担当職員	0	0.0%
児童指導員	22	3.5%
栄養士	0	0.0%
調理員	1	0.2%
訪問支援員	1	0.2%
居宅介護従業者	10	1.6%
重度訪問介護従業者	3	0.5%
行動援護従業者	0	0.0%
同行援護従業者	0	0.0%
その他従事者	65	10.3%
不明	5	0.8%
合計	634	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった52件を除く540件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者634人に対するもの。

表 43-2 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の雇用形態

	件数	構成割合
正規職員	350	55.2%
非正規職員	124	19.6%
不明	160	25.2%
合計	634	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった52件を除く540件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者634人に対するもの。

(5) 虐待の発生要因と施設・事業所の対応

ア. 虐待の発生要因（複数回答）（表 44）

市区町村等の職員が判断した虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が73.1%で最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」が57.0%、「倫理観や理念の欠如」が52.8%であった。

また、組織の課題として「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」や「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」への回答割合も20%強となっている。

表 44 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因（複数回答）

	件数	構成割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	395	73.1%
職員のストレスや感情コントロールの問題	308	57.0%
倫理観や理念の欠如	285	52.8%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	122	22.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	110	20.4%

(注) 構成割合は、虐待者が特定できなかった52件を除く540件に対するもの。

イ. 施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）（表 45）

虐待が認められた施設・事業所に事実確認調査を行った際に確認した虐待防止に関する取組は、「職員に対する虐待防止に関する研修の実施」割合が52.7%、「通報義務の履行」割合が40.7%、「管理者の虐待防止に関する研修受講」割合が34.6%、「虐待防止委員会の設置」割合が25.5%であった。

表 45 施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）

	件数	構成割合
管理者の虐待防止に関する研修受講	205	34.6%
職員に対する虐待防止に関する研修の実施	312	52.7%
虐待防止委員会の設置	151	25.5%
通報義務の履行	241	40.7%

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数592件に対するもの。

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表 46-1、表 46-2、表 46-3）

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例592件のうち、平成30年度末までに行った対応は次のとおりである。

市区町村による指導等は、「施設・事業所に対する指導」が389件、「改善計画の提出依頼」が309件、「虐待を行った施設従事者等への注意・指導」が175件であった。

表 46-1 市区町村による指導等（複数回答）

	件数	
市区町村による指導等	施設・事業所に対する指導	389
	改善計画の提出依頼	309
	虐待を行った施設従事者等への注意・指導	175

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例に対して平成30年度末までに障害者総合支援法又は児童福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、出頭要請、質問、立入検査」が191件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が38件、「指定の効力の全部又は一部停止」が8件、「指定取消」が3件であった。その他都道府県等による一般指導は266件であった。

「指定取消」は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行われたものである。

表 46-2 障害者総合支援等の規定による権限の行使等

		件数
障害者総合支援法又は児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	191
	改善勧告	38
	改善勧告に従わない場合の公表	1
	改善命令	1
	指定の効力の全部又は一部停止	8
	指定取消	3
	合計	242
都道府県・指定都市・中核市等による指導	一般指導	266

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市区町村又は都道府県への「改善計画の提出」が469件、「勧告・命令等への対応」が29件であった。

表 46-3 当該施設等における改善措置（複数回答）

		件数
当該施設等における改善措置（複数回答）	施設・事業所等からの改善計画の提出	469
	勧告・命令等への対応	29

(注)「施設・事業所からの改善計画の提出」の件数は、市区町村による改善計画提出依頼を受けての改善計画提出(297件)以外に、都道府県・指定都市・中核市等による一般指導を受けての改善計画提出件数(172件)も含まれる。

(7) 虐待等による死亡事例

施設従事者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は2件報告された。

1事例目は、「共同生活援助（グループホーム）」で、被虐待者の性別は「女性」、年齢は「20～24歳」、障害種別は「知的障害」の方であった。虐待者は1人、性別は「女性」、職名又は職種は「世話人」であった。

2事例目は、「短期入所（ショートステイ）」で、被虐待者の性別は「男性」、年齢は「25～29歳」、障害種別は「知的障害」の方であった。虐待者は1人、性別は「女性」、職名又は職種は「サービス管理責任者」であった。

3. 使用者による障害者虐待についての対応状況等

(1) 市区町村・都道府県における相談・通報対応件数

平成30年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は641件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が404件、都道府県が受け付けた件数が237件であった。

(2) 相談・通報・届出者（複数回答）（表47）

「本人による届出」が40.6%、「家族・親族」による通報が9.8%、「相談支援専門員」による通報が6.1%、「障害者福祉施設従事者等」による通報が4.5%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複されているが、上記の割合は相談・通報・届出件数641件に対する割合を記載している。

表47 相談・通報・届出者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	障害者福祉施設従事者等	就業・生活支援センター
件数	260	63	18	0	5	0	39	29	10
構成割合	40.6%	9.8%	2.8%	0.0%	0.8%	0.0%	6.1%	4.5%	1.6%

	職場の同僚	当該事業者管理者	警察	当該市区町村行政職員	居宅サービス事業等従事者等	その他	不明	合計
件数	19	5	4	24	1	174	9	660
構成割合	3.0%	0.8%	0.6%	3.7%	0.2%	27.1%	1.4%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数641件に対するもの。

4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等

(1) 市区町村・都道府県における相談・通報対応件数

平成30年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待に関する相談・通報件数は361件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が242件、都道府県が受け付けた件数が119件であった。

(2) 相談内容に該当する機関（表48）

(1)の相談内容に該当する機関は「官公署」が22.4%、「医療機関」が18.8%、「学校」が8.9%であった。

表48 相談内容に該当する機関

該当機関等	件数	構成割合
保育所等	4	1.1%
学校	32	8.9%
医療機関	68	18.8%
官公署	81	22.4%
その他	162	44.9%
不明	14	3.9%
合計	361	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数361件に対するもの。

(3) 相談の対応状況 (表 49)

(1) の相談の対応状況として、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継いだ事例が135件であった。このうち、「官公署への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等」へ引き継いだ事例が50件、「医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が30件、「学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が16件であった。

また、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署へ引き継がなかった事例が212件であった。このうち「医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」では、引継がなかった38件のうち、「相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介」が16件、「虐待が疑われる事例ではないと判断した」が19件であった。また、「その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等」では、引継がなかった126件のうち、「相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介」が7件、「虐待が疑われる事例ではないと判断した」が108件であった。

表 49 相談の対応状況

該当機関等	件数	構成割合
相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継いだ事例	135	38.9%
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	3	(2.2%)
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	16	(11.9%)
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	30	(22.2%)
官公署への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	50	(37.0%)
その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等	36	(26.7%)
相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継がなかった事例	212	61.1%
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	1	(0.5%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	1	(100.0%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	0	-
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	0	-
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	0	-
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	16	(7.5%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	8	(50.0%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	5	(31.3%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	0	(0.0%)
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	3	(18.8%)
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	38	(17.9%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	16	(42.1%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	19	(50.0%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	1	(2.6%)
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	2	(5.3%)
官公署への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	31	(14.6%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	15	(48.4%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	11	(35.5%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	1	(3.2%)
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	4	(12.9%)
その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等	126	(59.4%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	7	(5.6%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	108	(85.7%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	1	(0.8%)
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	10	(7.9%)
合計	347	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数361件から該当機関が不明の14件を除いた347件に対するもの。()内は各内訳での構成割合。

5. 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について、平成30年度末の状況を調査した。

(1) 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア. 障害者虐待防止センターの設置・運営状況（表50）

障害者虐待防止センター（法32条）については、市区町村の担当部局のみが直接担当している市区町村は全体の約8割、委託のみで行っている市区町村は約1割であった。

表50 市区町村における障害者虐待防止センターの設置状況について（平成30年度末）

			該当
障害者虐待防止センターの 設置状況	直営のみ	市区町村数	1,348
		構成割合	77.6%
	委託のみ	市区町村数	178
		構成割合	10.2%
	直営と委託の両方	市区町村数	211
		構成割合	12.1%

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

イ. 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について（表51-1～表51-3）

平成30年度末の市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表51-1に示す。

表 51-1 市区町村における体制整備等に関する状況 (平成 30 年度末)

		実施済み	未実施	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市区町村数	1,399	338	
	構成割合	80.5%	19.5%	
住民への通報義務の周知	市区町村数	1,227	510	
	構成割合	70.6%	29.4%	
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市区町村数	1,262	475	
	構成割合	72.7%	27.3%	
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市区町村数	1,258	479	
	構成割合	72.4%	27.6%	
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市区町村数	781	956	
	構成割合	45.0%	55.0%	
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市区町村数	883	854	
	構成割合	50.8%	49.2%	
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	市区町村数	626	1,111	
	構成割合	36.0%	64.0%	
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	市区町村数	981	756	
	構成割合	56.5%	43.5%	
うち、ネットワークを障害者総合支援法に基づく協議会の中に位置づけている	市区町村数	558	423	
	構成割合	56.9%	43.1%	
うち、他の虐待防止ネットワーク等との一体的な実施	児童虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	300	681
	構成割合	30.6%	69.4%	
	高齢者虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	445	536
	構成割合	45.4%	54.6%	
	配偶者暴力防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	227	754
	構成割合	23.1%	76.9%	
生活困窮者自立支援事業と連携して実施している	市区町村数	270	711	
	構成割合	27.5%	72.5%	
差別解消法による相談窓口と一体的に実施している	市区町村数	566	415	
	構成割合	57.7%	42.3%	
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市区町村数	947	790	
	構成割合	54.5%	45.5%	
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市区町村数	763	974
	構成割合	43.9%	56.1%	
専門職が参加した個別ケース会議の実施	市区町村数	549	1,188	
	構成割合	31.6%	68.4%	
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	市区町村数	505	1,232	
	構成割合	29.1%	70.9%	
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市区町村数	704	1,033	
	構成割合	40.5%	59.5%	
緊急時の受入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	市区町村数	728	1,009	
	構成割合	41.9%	58.1%	
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	マニュアルの作成	市区町村数	663	1,074
	構成割合	38.2%	61.8%	
	業務指針の作成	市区町村数	409	1,328
	構成割合	23.5%	76.5%	
対応フロー図の作成	市区町村数	737	1,000	
	構成割合	42.4%	57.6%	
事例集の作成	市区町村数	103	1,634	
	構成割合	5.9%	94.1%	
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市区町村数	824	913	
	構成割合	47.4%	52.6%	
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	517	1,220
	構成割合	29.8%	70.2%	
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	512	1,225
	構成割合	29.5%	70.5%	
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	384	1,353	
	構成割合	22.1%	77.9%	
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	402	1,335	
	構成割合	23.1%	76.9%	
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市区町村数	415	1,322	
	構成割合	23.9%	76.1%	

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

障害者虐待の通報・相談について、「来所、電話、FAX、郵便物等以外の方法での受付の実施」状況について回答を求めたところ、「メールアドレスによる受付」を運用している市区町村は466自治体、「SNSによる受付」を運用している市区町村は7自治体、その他「障害者相談会での相談受付やホームページ上でのお問い合わせメールなど」を行っている市区町村は26自治体であった。

表 51-2 ICT を活用した相談受付への対応（複数回答）

		実施済み	未実施
メールアドレスによる受付	市区町村数	466	1,271
	構成割合	26.8%	73.2%
SNSによる受付	市区町村数	7	1,730
	構成割合	0.4%	99.6%
その他	市区町村数	26	1,711
	構成割合	1.5%	98.5%
その他具体例	町メールアドレスへの通報・相談も可。 障害者相談会等により実施。2会場を設け、面談・訪問・電話による対応。 ホームページを開設しており、自由投稿で意見を募集しているため、こちらに通報することも可能。 市ホームページ上のお問い合わせメールでの問い合わせ実績有		

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

「障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」をしている自治体は1,262自治体（表51-1）である。

その専門職の職種について回答を求めたところ、「保健師」が836自治体（48.1%）、社会福祉士が810自治体（46.6%）と多かった。

表 51-3 専門的知識又は経験を有する専門職の職種（複数回答）

		実施済み	未実施
保健師	市区町村数	836	901
	構成割合	48.1%	51.9%
社会福祉士	市区町村数	810	927
	構成割合	46.6%	53.4%
精神保健福祉士	市区町村数	515	1,222
	構成割合	29.6%	70.4%
介護福祉士	市区町村数	207	1,530
	構成割合	11.9%	88.1%
社会福祉主事	市区町村数	452	1,285
	構成割合	26.0%	74.0%
相談支援専門員(上記資格者以外で)	市区町村数	311	1,426
	構成割合	17.9%	82.1%
障害福祉や権利擁護分野の経験のある自治体職員OB、児相OB、元教員等	市区町村数	62	1,675
	構成割合	3.6%	96.4%
その他	市区町村数	83	1,654
	構成割合	4.8%	95.2%
その他具体例	看護師、介護支援専門員、保育士、消費生活相談員、人権擁護委員、作業療法士 手話通訳士、言語聴覚士、児童指導任用資格、教諭、心理士、福祉用具専門相談員 産業カウンセラー、福祉オンブズパーソンとして弁護士、学識者		

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

(2) 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア. 障害者権利擁護センターの設置・運営状況 (表 52)

障害者権利擁護センター（法 36 条）については、都道府県の担当部局のみが直接担当している都道府県は全体の 6 割強、委託のみで行っている都道府県は 2 割強を占めた。

表 52 障害者権利擁護センターの設置状況について（平成 30 年度末）

			該当
障害者権利擁護センターの 設置状況	直営のみ	都道府県数	30
		構成割合	63.8%
	委託のみ	都道府県数	11
		構成割合	23.4%
	直営と委託の両方	都道府県数	6
		構成割合	12.8%

(注) 構成割合は、都道府県数に対するもの。

イ. 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について (表 53-1～表 53-3)

平成 30 年度末の都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表 53-1 に示す。

表 53-1 都道府県における体制整備等に関する状況 (平成 30 年度末)

		実施済み	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知		都道府県数 47 構成割合 100.0%	0 0.0%
住民への通報義務の周知		都道府県数 45 構成割合 95.7%	2 4.3%
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保		都道府県数 32 構成割合 68.1%	15 31.9%
障害者権利擁護センター等関係者への障害者虐待防止に関する研修		都道府県数 46 構成割合 97.9%	1 2.1%
研修未受講者の把握	施設・事業所管理者の研修未受講者を把握している	都道府県数 3 構成割合 6.4%	44 93.6%
	施設・事業所単位での研修未受講を把握している	都道府県数 18 構成割合 38.3%	29 61.7%
未受講者への受講勧奨	未受講の施設管理者もしくは施設・事業所に個別に受講勧奨している	都道府県数 17 構成割合 36.2%	30 63.8%
伝達研修実施状況の把握	研修受講後、施設・事業所内での伝達研修の実施有無を把握している	都道府県数 14 構成割合 29.8%	33 70.2%
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動		都道府県数 34 構成割合 72.3%	13 27.7%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知		都道府県数 45 構成割合 95.7%	2 4.3%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営		都道府県数 6 構成割合 12.8%	41 87.2%
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組(新たなネットワーク構築に限らず既存の協議会等の組織、ネットワークを活用している場合も含む。)		都道府県数 30 構成割合 63.8%	17 36.2%
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議		都道府県数 30 構成割合 63.8%	17 36.2%
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議		都道府県数 38 構成割合 80.9%	9 19.1%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との事前の調整		都道府県数 16 構成割合 34.0%	31 66.0%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介等の実施		都道府県数 43 構成割合 91.5%	4 8.5%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助等の実施		都道府県数 46 構成割合 97.9%	1 2.1%
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供		都道府県数 36 構成割合 76.6%	11 23.4%
本調査年度中において、養護者虐待、施設従事者虐待を問わず、重篤事案に対する検証委員会が設置された件数		都道府県数 2 構成割合 4.3%	45 95.7%
虐待事例の調査、対応、検証等における専門職の参加	虐待事例の調査、対応、検証等に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	都道府県数 26 構成割合 55.3%	21 44.7%
	専門職が参加した虐待事例の調査、対応、検証等の実施	都道府県数 20 構成割合 42.6%	27 57.4%
独自の障害者虐待対応のマニュアル等の作成	マニュアルの作成	都道府県数 28 構成割合 59.6%	19 40.4%
	業務指針の作成	都道府県数 17 構成割合 36.2%	30 63.8%
	対応フロー図の作成	都道府県数 31 構成割合 66.0%	16 34.0%
	事例集の作成	都道府県数 15 構成割合 31.9%	32 68.1%
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「保育所」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付		都道府県数 28 構成割合 59.6%	19 40.4%
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 11 構成割合 23.4%	36 76.6%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 14 構成割合 29.8%	33 70.2%
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 13 構成割合 27.7%	34 72.3%
	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数 12 構成割合 25.5%	35 74.5%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

市区町村と同様に、障害者虐待の通報・相談について、「来所、電話、FAX、郵便物等以外の方法での受付の実施」状況について回答を求めたところ、「メールアドレスによる受付」を運用している都道府県は30自治体、「SNSによる受付」を運用している都道府県はなかった。

表 53-2 ICT を活用した相談受付への対応（複数回答）

		実施済み	未実施
メールアドレスによる受付	都道府県数	30	17
	構成割合	63.8%	36.2%
SNSによる受付	都道府県数	0	47
	構成割合	0.0%	100.0%
その他	都道府県数	1	46
	構成割合	2.1%	97.9%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

「障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」をしている都道府県は32自治体（表 53-1）である。

その職員の職種について回答を求めたところ、「社会福祉士」が23都道府県（48.9%）、「精神保健福祉士」が10自治体（21.3%）と多かった。

表 53-3 専門的知識又は経験を有する専門職の職種（複数回答）

		実施済み	未実施
保健師	都道府県数	6	41
	構成割合	12.8%	87.2%
社会福祉士	都道府県数	23	24
	構成割合	48.9%	51.1%
精神保健福祉士	都道府県数	10	37
	構成割合	21.3%	78.7%
介護福祉士	都道府県数	4	43
	構成割合	8.5%	91.5%
社会福祉主事	都道府県数	9	38
	構成割合	19.1%	80.9%
相談支援専門員(上記資格者以外で)	都道府県数	7	40
	構成割合	14.9%	85.1%
障害福祉や権利擁護分野の経験のある自治体職員OB、児相OB、元教員等	都道府県数	8	39
	構成割合	17.0%	83.0%
その他	都道府県数	3	44
	構成割合	6.4%	93.6%
その他具体例	保育士、弁護士、医師(精神科)		

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。